

横浜市立洋光台第二中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定（平成31年4月1日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめを防止等に向けての基本的理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒の誰もが安心して生活できるよう、いじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

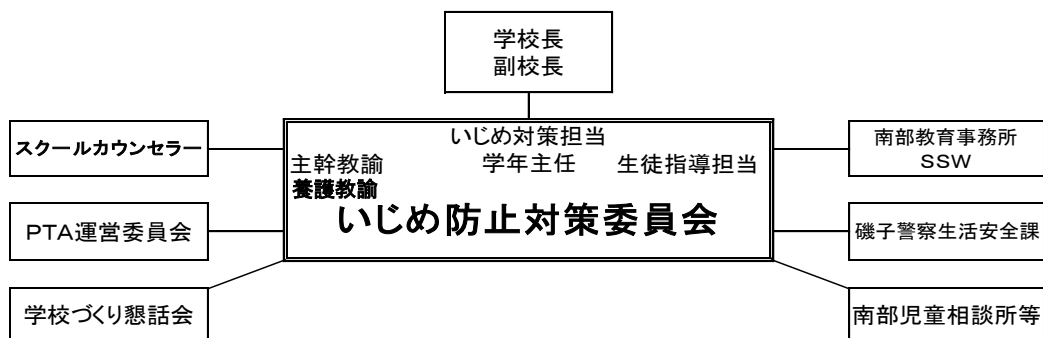
○学校いじめ防止基本方針実現のための手立て

- いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的、組織的に取り組む。
- 学級、学年、部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感と自己存在感の涵養に努める。
- 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努め、社会全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- 子供自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める子供の育成を目指す。

2 「洋光台第二中学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止対策委員会

- 委員会の構成員・・・管理職、生徒指導専任（いじめ対策主任）
主幹教諭、学年主任、生徒指導担当、養護教諭
必要に応じて関係職員を招集。
- 委員会の運営・・・管理職が招集し、いじめ対策主任が運営・進行を行う。
- 組織図



○委員会の活動内容

- 生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために、学級学年間の情報を収集・共有し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- 早期発見のため取組を組織的に実施する。
- いじめ事案発生に対して、組織的な対応を行う。
- 生徒、家庭に向けて、いじめ防止の啓発活動を継続的に実施する。
- 教職員に対して、いじめ防止に関する研修を定期的、継続的に行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめ未然防止の具体的取組

- ・休み時間等の巡回指導
- ・いじめ解決一斉キャンペーン実施
- ・生徒主体のあいさつ運動
- ・人権担当による人権学習やスクールカウンセラー等による講話
- ・実態に応じた演習、講演
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・学校説明会、懇談会等での保護者への啓発
- ・人間関係づくりを重視した体験活動の充実
- ・生徒の主体的活動の推進・支援
- ・ネットを介したトラブル防止のための取組

② いじめ早期発見の具体的取組

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・年4回の教育相談活動の実施
- ・支援会議での情報交換
- ・スクールカウンセラーと連携した相談活動
- ・小中学校間の連携強化
- ・保護者、地域、関係機関との情報交換・連携

③ いじめに対する措置

- ・速やかな、いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害の生徒やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用した支援
- ・加害の生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との情報共有・連携

④ いじめの解消

《いじめの解消の要件》 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ いじめに対する教職員への研修

- ・生徒理解研修の充実（含個別支援学級）
- ・いじめ防止及び対応に関する研修の計画実施
- ・スクールカウンセラーとの意見交換
- ・定例の支援会議の充実

⑥ 学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・PTA運営委員会、学校家庭地域連携協議会、洋光台二中ブロック三校懇話会での、いじめの問題や学校が抱える課題等を共有
- ・地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進
- ・青少年指導委員連絡協議会、主任児童委員との連携
- ・学校地域コーディネータとの情報共有

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ いじめの定義・生徒理解研修	入学式、学校説明会、学年集会
5月	学習教育相談	家庭訪問、地域パトロール
6月	SNS利用に関する生徒向け講演会	三校懇話会、学・家・地連 公開授業週間
7月	学習教育相談、学校生活アンケート、 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	保護者面談 地域パトロール
8月	特別支援教育職員研修 横浜子ども会議（磯子区での話し合い）	地域パトロール 祭礼パトロール
9月	学習教育相談	体育祭
10月	オープンスクール	総合学習、文化祭
11月	人権学習	
12月	学習教育相談、いじめ解決一斉キャンペーン（学校生活 アンケート・面談）	保護者面談 地域パトロール
1月		三校懇話会、地域パトロール 講演会
2月	入学説明会 区小中高サミット（区三校種児童・生徒会話し合い）	人権教育職員研修
3月	小中での新1年生情報交換、年間の振り返り、 新年度への引継ぎ	
年間	休み時間等の巡回指導、あいさつ運動、積極的な声かけ 生徒主体の活発な生徒活動（生徒会、委員会活動）	

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

（※）年間30日を目安とする

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

- ア 重大事態が発生した旨を、横浜市教育委員会に速やかに報告し、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織をいじめ防止対策委員会を中核として設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、明らかになった事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 いじめ防止対策の点検見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じ、公表する。